

近隣市町の給水条例等の状況

<p>西脇市</p>	<p>西脇市水道事業給水条例 (給水分担金)</p> <p>第 35 条 給水分担金（以下「分担金」という。）は、次の表に定める金額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た金額とし、それぞれの区分に応じて給水装置の新設工事又は増径工事の申込者から徴収する。この場合において、増径工事の申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金との差額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 他から一定の補助金等を受けて布設される配水管から給水を受ける者に係る分担金及び第 1 項に定めのない分担金は、管理者が別に定めるところによる。</p> <p>西脇市水道事業給水条例施行規程 (給水分担金の還付)</p> <p>第 35 条 条例 35 条第 3 項ただし書の規定により、既納の分担金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 共用給水装置又は連用給水装置で使用する全戸がメーター分けする場合は、給水分担金。工事申込者が既納者と同一人であるときは、差引精算する。</p>
<p>三木市</p>	<p>三木市水道事業給水条例 (分担金)</p> <p>第 35 条 分担金は、メーターの口径に応じて別表第 5 に定める金額に消費税等相当額を加えた額とし、給水装置の新設及び増径工事の申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する分担金は、同表に定める新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。</p>
<p>小野市</p>	<p>小野市上水道給水条例 (加入金)</p> <p>第 7 条の 2 給水装置の新設及び仮設工事をしようとする者は、加入金として次表のメーターの口径を変更又は分割する場合は、その差額を納めるものとし、仮設から引続き新設に切替えた場合は、新設加入金から仮設加入金を差引きした金額を納めるものとする。</p>
<p>加西市</p>	<p>加西市水道事業給水条例</p> <p>第 6 条 給水装置の新設、改造又は、撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 増径工事の負担金は、新口径の負担金と旧口径の負担金の差額とする。</p>

加東市	<p>加東市給水条例 (加入分担金)</p> <p>第 34 条 給水装置の新設又は改造工事 (メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。) の申込者は、次に定める金額に消費税等相当額を加えた額を加入分担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 メーターの口径に応じ別表第 2 に掲げる金額</p> <p>(2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する前号に規定する額から、改造前のメーターの口径に対応する前号に規定する額を控除した額</p> <p>2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事 (共同住宅の戸数が増加したため必要となったものに限る。) の申込者は、前項の規定にかかわらず、次に定める額に消費税等相当額を加えた額を加入分担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数にメーターの口径に応じた別表第 2 に掲げる金額を乗じて得た額</p> <p>(2) 改造工事 当該共同住宅の増加戸数に、改造後のメーターの口径に応じた別表第 2 に掲げる金額から改造前のメーターの口径に応じた同表に掲げる金額を控除した額を乗じて得た額</p> <p>(3) 増設工事 当該共同住宅の増加戸数にメーターの口径に応じた別表第 2 に掲げる金額を乗じて得た額</p> <p>3 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前 2 項の規定を準用して得た額を加入分担金として納入しなければならない。</p> <p>4 加入分担金は、給水装置工事申込みの際又は前項の規定により新たに給水を受ける際納入しなければならない。</p>
多可町	<p>多可町水道事業給水条例 (分担金の徴収を受けるもの)</p> <p>第 39 条 分担金は、給水区域に住所若しくは居所又は営業所等を有する者で当該水道から給水を受けようとするもの (以下「受益者」という。) から徴収する。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第 40 条 分担金の額は、第 38 条の目的により町長が、受益者の負担の公平及び受益の限度を考慮し、次の金額とする。</p> <p>2 メーターの口径を大口径に変更するときは、前項に定めるメーターの口径別分担金の額に基づき、その差額を徴収するものとする。</p> <p>3 メーターの口径を小口径に変更するとき生ずる分担金の差額については、その差額を返却しないものとする。</p>